

「民有林と国有林の架け橋」
～団地設定による作業道の有効活用～

根釧東部森林管理署
根室振興局森林室

今野 智之
山本 健治

1. 課題を取り上げた背景

この地域特有の格子状防風林や河畔林は、地域住民の生活環境や農畜産・水産業を支えているもので、機能維持・増進及び木材資源の有効活用、上・下流の森林の連続性と保全が求められている。

これまでは各自治体、各森林所有者はそれぞれ森林整備を行っていたが、森林作業道等の相互利用や施業を集約化することで効率的で低コストな施業の実施に向け、民有林・国有林が連携する必要があった。

森林管理署は各自治体に対し協定の意義や重要性について機会ある毎に説明し理解を得たため、昨年5月に行政界を超えて包括的な森林整備協定を3町と締結した。

この協定に基づき第1号となる森林共同施業団地を設定したので、その取組みと経緯について報告する。

2. 取組みの経過

別海町には3町との協定締結以前に、森林資源の循環利用や公益的機能の維持増進を図ることを目的とした別海町森林管理推進協議会が組織されていた。協議会は森林室をコーディネーター、森林管理署をオブザーバーとし、一般民有林を対象に施業の集約化による低コスト化や路網整備等の促進に向け検討を行い、「集約化モデル団地」の絞り込みを行った。

このモデル団地内には国有林も含まれていたため、協定に基づく共同施業団地の適地と想定。森林室は団地内の森林所有者や別海町と調整を進めるとともに、森林組合や森林管理署とも共同し、事業予定地までの路網開設に向け現地踏査を行った。

10月には3町との協定に基づく運営会議を開催。この会議において「別海町中春別地区森林共同施業団地」を候補地と決め、3町に対して団地設定に期待される効果等をあらためて説明するとともに、森林組合や森林所有者に対する理解と周知を依頼した。

3. 実行結果

12月25日、別海町中春別地区の団地について関係4者で実施計画の調印を行った。初年度は公道近くの民有林、2年目は国有林、3年目以降は奥地の町有林等の施業が計画され、お互いの路網を相互利用することにより、未整備森林の解消に向けて一步を踏み出すこととなった。

4. 考 察

森林共同施業団地は一般的に面的なまとまりを持った森林同士で設定するが、この3町の森林は格子状防風林等が主体であり、また小規模かつ散在している。

国有林の多くは保安林に指定され、作業の手続きに時間がかかったり、防風林内に存在する湿地のために隣接地を通らなければ林業機械の移動が困難な箇所がある。一方民有林では公道との取付道が少なく、積雪時期に合わせて畑地を借用し運材を行ったりとそれぞれ悩みを抱えていたところ。

第1歩となるこの実施計画を検証し、第2、第3の団地が設定できるよう、根室振興局と森林管理署は車の両輪として今後も地域の森林の整備と保全に貢献できるよう努めていきたいと考えている。